

# 学校いじめ防止基本方針



令和3年4月

御殿場市立高根中学校  
いじめ防止対策委員会

# 学校いじめ防止基本方針（御殿場市立高根中学校）

令和2年4月1日改訂  
いじめ防止対策委員会

## 1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こり得ることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。

そのため、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見・早期対応」「関係機関等との連携」を軸に、基本方針を策定する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

＜いじめ防止対策委員会（以下、委員会）＞

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭

＜拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）＞

構成員：いじめ防止対策委員+PTA会長・副会長、スクールカウンセラー、学校教育相談員、御殿場警察署員

※委員会・拡大委員会ともに、必要に応じて、学級担任や部活動顧問等、関係の深い教職員が加わる。

## 3 いじめ防止等のための対策

校訓『守徳』（自分のよさ“徳”に気付き、自信を持って発信し、周囲をよりよい状態に変えていくこと）の下、教職員と生徒、そして保護者を含めた地域が一体となって教育活動に取り組むことが、いじめ防止の大前提となることをふまえた上で、次の具体策に取り組んでいく。

### (1) いじめの未然防止

#### ア 道徳教育等の推進

心の通じ合うコミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

高根小教職員との研修も充実させる。

#### イ 生徒の自主的活動の場の設定

他者を認め合う活動への取組

- ・生徒一人ひとりの誕生日を給食の時間に全員で祝う。
- ・学級活動や学年集会、生徒集会等で同学年や異学年の仲間と交流する機会を意図的に設定する。

#### ウ 保護者や地域への啓発

(ア) P T A総会や学校便り・ホームページ等での周知

学校いじめ基本方針策定の概要を公表し、保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓

発する。

(イ) 中郷館職員や区長・民生委員との連携

(ア)と同様に、生徒の様子で気になることを相談していただく。

(ウ) 7月と12月の学校評価による定期的な点検

いじめの有無を問うだけでなく、教職員の意識や取組の状況を定期的に点検し、基本方針の見直しを検討する。

**エ 「すべての生徒に配慮した授業づくり」や「生徒指導が機能する授業づくり」の推進**

学校生活の中心である授業において、生徒の不安や不満が高まらないよう授業改善を図る。一人ひとりが大切にされ、配慮を要する生徒も含めたすべての生徒が授業に参加し活躍できる授業づくりをすることは、生徒の所属感や自尊感情を高め、生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる、という意識で授業改善に努める。

**オ いじめに関する教職員の研修**

(ア) 年度末に行う小学校教職員との新入生引継ぎ連絡会や、家庭訪問後に行う生徒理解研修等において生徒理解に努める。

(イ) スクールカウンセラーによる「いじめの対応に関する校内研修」を前・後期1回ずつ実施し、教職員のスキルアップを図る。

**カ 「Q-U」の活用**

5月・9月に全学級において「Q-U」を実施し、生徒理解や集団理解に生かす。

**(2) いじめの早期発見・早期対応**

**ア 生徒の実態把握・情報共有の体制整備**

(ア) 日常的な観察

朝、昇降口で挨拶しながら表情をみる、授業中や休み時間等の様子を見る、生徒の日記（スタディープラン）等から様子を探る、部活動中の様子を見るなど、日常的な観察を大切にする。また、観察で気になったことは、学年部や全体で情報を共有する。

(イ) アンケートの実施

4月・5月・7月・8月・10月・12月・1月・2月に「生活アンケート」（いじめに関する設問を含む）を実施する。

いじめに関する回答があった場合は、具体的な内容を直接聞き取り調査し、委員会に報告する。委員長（校長）は、速やかに委員会または拡大委員会を開き、対応策を協議する。

**イ 相談体制の整備**

(ア) 教育相談の実施

6月に全員を対象にした教育相談を実施し、夏休み中・12月は保護者を交えた三者面談を実施する。基本的に担任との相談になるが、担任以外を希望してもよい。

(イ) スクールカウンセラーや学校教育相談員による教育相談の実施

全校生徒スクールカウンセラー・学校教育相談員との面談を実施する。相談内容に応じて、担任・学年主任等で対応する。

**ウ いじめに対する措置**

(ア) いじめの情報を受けた場合

いじめの情報や疑いがあれば、直ちに委員会を開き、対応を協議する。また、この時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する。

『いじめられた生徒』の話をもとに、『いじめた生徒』『周囲の生徒』『関わりの

ある教職員』『保護者』等から、「何があったのか」を聞き取りや記録などを元に情報収集する。

(イ) いじめが確認された場合

委員会において、聞き取った情報（発生日時・発生場所・内容等）を一元化し、いじめの全体像を把握する。それに基づき、次の観点において、いつ・誰が・どのように行うのか具体的な対応方針や指導計画等の決定を行い、全教職員に周知する。

- いじめられた生徒への支援
- いじめた生徒や周囲の生徒への指導
- 保護者への対応
- 関係機関や地域との連携

(ウ) いじめられた生徒への配慮

- ・最も信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意志を伝える。
- ・生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（別室登校や登下校の方法など）を立てる。
- ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担する。

(エ) いじめた生徒への指導

- ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは許されないことを伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。
- ・いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行う。

(オ) 保護者への対応

- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

### (3) 関係機関等との連携

ア いじめが起きたときの状況に応じて、次の関係機関等と協力する体制を確立しておく。

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ・御殿場市教育委員会学校教育課 | ・御殿場市子育て支援課  |
| ・御殿場警察署高根駐在所    | ・御殿場警察署生活安全課 |
| ・沼津地区少年サポートセンター | ・児童相談所       |
| ・民生委員・主任児童委員    |              |

イ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

## 4 重大事態への対処

重大事態とは、次のような場合を言う。

- |   |
|---|
| ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 |
|---|

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒が自殺を企図した場合</li> <li>・金品等に重大な被害を被った場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体に重大な傷害を負った場合</li> <li>・精神性の疾患を発症した場合等</li> </ul> |
|---|--|
- ②欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- ③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

## (1) 調査

重大事態が発生した場合には、御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた生徒及びその保護者に提供する。

## (2) 各対応

### ア 生徒への対応

- (ア) 関係する生徒・保護者への対応（担当：学年主任・学級担任）
- (イ) 全校生徒への対応（担当：生徒指導主事・教務主任）

- ・臨時全校集会等の開催
- ・日課や授業変更等の措置

### イ 保護者・地域への対応（担当：教頭・教務主任）

- (ア) 臨時保護者会の開催
  - ・生徒を守り、よりよい方向に導くという、保護者と学校が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図ることが会の趣旨であることを伝える。
  - ・全ての生徒や保護者の心情、背景など、教育的な配慮の下、正確な情報を伝える。
  - ・保護者の信頼が得られるよう今後の指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。
- (イ) 高根小学校や高根支所との連携
  - ・小学生や地域住民に不安感を与えないよう協力を依頼する。特に、マスコミへの迅速な対応をお願いする。

### ウ 報道機関対応（担当：教頭）

- (ア) 窓口の一本化
  - 取材要請があった場合、市教委と連携し、窓口の一本化を図る。
- (イ) 報道機関への依頼
  - 多くの取材要請が予想される場合、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関して、校内への立ち入り、取材場所、時間等について留意するよう依頼する。
- (ウ) 記者会見の設定
  - 多くの取材要請が予想される場合は、記者会見を開き対応する。その際、会見場所、時間等については、市教委と相談して学校運営の混乱を招かないよう配慮した対応に努める。
- (エ) 明確な回答
  - 不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるようなあいまいな回答はしない。

エ **警察対応**（担当：生徒指導主事・教頭）

重大事態①の場合、市教委の支持の下、警察等関係機関との連携を図るための対応に努める。